

## 札幌市中小企業融資制度要綱第 30 条の規定による認定事務取扱要領

### 1 認定基準について

- (1) 原油・原材料の高騰等により、最近3か月の売上総利益額(粗利益)の合計が前年同期の売上総利益額と比べて5%以上減少していること
- (2) 原油・原材料の高騰等により、最近1か月の売上総利益額(粗利益)が前年同期の売上総利益額と比べて5%以上減少し、かつ、その後2か月の見込みを含む3か月の売上総利益額(粗利益)の合計が前年同期の売上総利益額と比べて5%以上減少することが見込まれること

### 2 認定申請手続について

- (1) 札幌市中小企業融資制度要綱第 30 条の規定による認定申請書をご記入のうえ、下記の申請受付窓口に提出してください。

なお、申請受付時間は 9:00~12:00、13:00~16:30 です。

共通書類	・ 札幌市中小企業融資制度要綱第 30 条の規定による認定申請書 (札幌市様式)
法人の場合	・ 現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書の原本又は写し
個人の場合	・ 確定申告書の写し(直近1期分) ※事業所の所在地を確認できるもの

- (2) 札幌中小企業支援センターで受付を行い、原則当日中に札幌市公印を押印した認定申請書を認定書として交付いたします。
- (3) 認定書は、有効期間内(30 日間)に金融機関に提出してください。

#### 【相談・申請受付窓口】

札幌中小企業支援センター  
(新型コロナウイルスに係る事業者向けワンストップ相談窓口)  
所在地:札幌市中央区北1条西2丁目  
北海道経済センタービル2階  
電話:011-231-0568

#### 【制度の運用】

札幌市経済観光局経営支援・雇用労働担当部  
商業・経営支援課金融・経営支援担当係  
所在地:札幌市中央区北1条西2丁目  
札幌市役所本庁舎 15 階

札幌市中小企業融資制度要綱第 30 条の規定による認定申請書

令和 年 月 日

(あて先) 札幌市長

所在地  
申請者 企業名  
代表者  
電話番号

私は、原油・原材料価格の高騰や資材の供給不足等に起因して、経営の安定に支障が生じておりますので、下記のとおり売上総利益額（粗利益）が減少していることを認定されるようお願いします。

売上総利益額の比較（単位：円） ※最近1か月の減少率が5%以上で、かつ、その後2か月を含む3か月の減少率が5%以上である必要があります。

最近1か月		前年の同月		減少率 (B-A)/B ×100
年	月	年	月	
売上高		売上高		%
売上原価		売上原価		
売上総利益(A)		売上総利益(B)		

最近1か月とその後2か月		前年の同期間		減少率 (D-C)/D ×100
年	月～	年	月	
売上高		売上高		%
売上原価		売上原価		
売上総利益(C)		売上総利益(D)		

上記の記載事項は、当社の内部管理資料と同一であり、事実と相違ありません。

令和 年 月 日

申請者（企業名・代表者名）

札幌商第 号

令和 年 ( 年) 月 日

申請のとおり、相違ないことを認定します。

(注) 本認定書の有効期間：令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

札幌市長 秋元 克広

(留意事項)

「景気対策支援資金【原油・原材料高騰等対策特別枠】」の利用にあたっては、**本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による審査があります。**上記有効期間内に、金融機関に審査の申込みを行う必要があります。審査通過のうえ、融資をご利用される場合は、信用保証協会による保証の保証料の1/4を札幌市が補給します。